

## ミーマーンサーというタルカ ークマーリラのものと考えられる一詩節について(2)ー

金 沢 篤

0.

つい昨日筆者は「クマーリラのものと考えられる一詩節について—注記のための覚書—<sup>1</sup>」と題する論文を脱稿したばかりである。今日の午後それを編集部宛に速達で発送したばかりである。そして夜、帰宅して机に向かいもうその論文の続篇を書くことになってしまった。かくも気ぜわしく本篇に着手したのは、本篇の脱稿までの時日に厳しい制約があることもあるが、何よりも帰りの電車の中でパラパラとめくっていたスチャリタミシュラ (Sucaritamiśra) の註釈『カーシカー』 (Kāśikā:KSV<sup>2</sup>) 付きの『シュローカ・ヴァールティカ』 (Slokavārtika: SV) の刊本に以下のような記述を見いだしたためである。前篇における筆者の事実認定にはやくも修正を迫るものであるその記述は、直ちに本篇の論題とも関わるものもある。何とも楽屋裏を見せるようで心苦しくもあるが、元々この論文はそのような事態までをも前提として構想されたのであった。

(0) uktam ca Tantrarahasye—vedavākyārthaśaṁśaye sati tannirṇayaupai-  
kanyāyanibandhanaṁ hi śāstraṁ mīmāṁsā,sā ca dvādaśādhyāyī/sā ca  
karaṇībhūtasya vedasyetikartavyatā/yathā cakṣuṣā ālokaḥ/tad uktam  
—

*dharme pramīyamāne hi vedena karaṇātmanā/  
itikartavyatābhāgam mīmāṁsā pūrayiṣyati//  
iti/ uktam ca vācaspatimiśrais Tātparyatīkāyām—  
'niścayāya tu pravṛttam pramāṇam tadviṣayavivecanenānugṛhṇan itikart-  
avyatātvenopayujyate/yathoktam—  
mīmāṁsāsaṁjñakas tarkaḥ sarvavedasamudbhavaḥ//*

so 'to vedo rumāprāptakāṣṭhādilavaṇātmavat //  
 pūjitatvicāravacano hi mīmāṃsāśabdah / ayuktapratīṣedhedhena yuktābhyanujñānam tarkah / pramāṇetikartavyatātvena ca pramāṇād vedād bheda uktaḥ / “so 'to veda” iti aṅgāṅginor abhedavivakṣayā’ iti // (nyāyavārtikatātparyatīkā— tarkanirūpanam).

(KSV,iii,Upoddhātah,p.2,ll.12-25)

この(0)は、三分冊をなすKSVのpartⅢの巻頭、V.A.Ramasawami Sastriの英文序文に続いている、Pandit Embar Krishnamachariarのサンスクリット語序文 Upoddhātah の冒頭部の一節であるが、プラーバーカラ派の綱要書『タントラ・ラハスヤ』(Tantrarahasya:TnR)の記述として Krishnamachariarによって紹介されている部分にある斜体字で表わされた一詩節こそが、筆者が先の論文で問題にし、今まで本稿で問題にしようとしている「クマーリラのものと考えられる一詩節」なのである。筆者がその一詩節に注目し、敢えてそれを取り上げたのは、その一詩節がクマーリラ (Kumārlila) の今は失われてしまっている重要な著作『ブリハット・ティーカー』(Br̥hat̄tīkā:BT) に帰属するものと一般に考えられていることに加えて、ミーマーンサー派の巨匠にしてインド思想史上の巨人である Kumārlila が、自派の名称でもある mīmāṃsā という言葉そのものを自派の教説と絡めて簡潔にしかも見事に規定した重要な一詩節であると考えたためである。上に筆者が述べた、「修正」とは、先の論文で Kumārlila のものと考えられる問題の一詩節に明確なコメントを付した学者たち<sup>3</sup>のうちに、KSVの刊本の校訂者でもある Embar Krishnamachariar を数えなかった筆者の過失に対するものである。また、筆者が上に「本篇の論題とも関わるもの」と述べたのは、Krishnamachariar の記述のうちに、バーッタ派の重要な著作をも物しているヴァーチャスパティ (Vācaspati) のニヤーヤ派の著作『ニヤーヤ・ヴァールティカ・タートパリヤ・ティーカー』(Nyāyavārtikatātparyatīkā:NVT<sup>4</sup>) における引用詩節までもが含まれていたからである。

筆者は先の論文で、NVTより以下の(01)の記述を(14)として引き、「ヴァーチャスパティ・・・にもその詩節の引用例があることを新たに指摘したい」と述べた。

(01) …aṅgāṅginor abhedavivakṣayā / itikartavyatātvam cāsyā sākṣād dar-

śitm /

dharme pramīyamāṇe hi vedena karaṇātmanā /  
itikartavyatābhāgaṁ mīmāṁsā pūrayiṣyati //

iti sarvam avadātam /

(NVTT,p.62,ll.19-23)

問題の一詩節と BT との関係に必ずしも自覺的でない Krishnamachariar が、引用を NVTT のその問題の一詩節に先立つもう一つの詩節までで止めていることは筆者にとっては幸いであったと言えるが、その Krishnamachariar の記述が先の論文執筆中に既に本篇の構想をその論題と共に明瞭に抱くに致っていた筆者を狼狽させるものであったことは、筆者のこれまでの書きぶりに明らかであろう。筆者の当初の予定では、本篇は (0) の後半と (01) よりなる Vācaspati の NVTT よりの引用から開始される筈であったのである。さて言い訳めいた前置きは以上で切り上げて、本題に移ろう。当初の予定を急遽変更して、(0) (01) に見た Vācaspati の記述をしばし離れることにする。

### 1.

筆者は、先の論文で、今日一般に Kumārila の未発見の著作BTのものと推定されている一詩節に関わる資料を細大漏らさず提示しようと考えた。現代の学者は言うに及ばず、遠い昔にその詩節を自らの著作のうちに引用した学匠たちのその詩節に関わる言説までの一切を批判的に網羅しようと考えたのである。そうした試みは当然ながら、先の論文とその続篇としての本稿で完了するものではないが、今後えんえんと続くことになる筈の報告の第一回目と第二回目が相前後して公けになり、しかもより広い視野を得ている筈の第二回目の本篇の方を第一回目のものに先んじて世に送り出せるという幸運を思うと、筆者的心も幾分かは和もうというものである。

さて問題の一詩節は、「折衷・融合」の進行した後のニヤーヤ学派の代表的な網要書『タルカ・バーシャー』(Tarkabhāṣā:TBh) に対するヴィシュヴァカルマン (Viśvakarman) の註釈『ニヤーヤ・プラディーパ』(Nyāyapradīpa:NP<sup>5</sup>) にも引用例が見いだされる。TBh の “sa cāyam tarkah pramāṇānām anugrāhakah<sup>6</sup>” との記述に関する註釈としてあるものである。

(1) sa cāyam virodhisaṅkālīnapramāṇamātrasahakārī / tad uktam / prat-yakṣādēḥ pramāṇasya tarko 'nugrāhako bhaved iti / sarvasyāpi pramāṇaḥ  
prati karaṇatvāt / karaṇānām cetikartavyatāsādhyatvād ity āśayaḥ / yath-

āhuḥ／

na hi tat *karaṇam* loke vede vā kiñ cid īdṛśam／  
itikartavyatāsādhye yasya nānugrahe 'rthitā// iti<sup>(2)</sup>  
śabdānugrāhakatvam mīmāṁsakācāryenāpy uktam／  
dharme pramīyamāne hi vedena karaṇātmanā／  
itikartavyatābhāgaṁ mīmāṁsā pūrayiṣyati// iti//<sup>(3)</sup>  
*manunāpi*／

ārṣam dharmopadeśam ca vedavākyāvirodhinā／  
yas tarkeṇānusandhatte sa dharmam veda netarah// iti//<sup>(1)</sup>

(NP,p.163,1.9-p.164,1.9)

このNPの用例は、問題の一詩節に関して新たに貴重な情報を与えてくれる。すなわち、『ニヤーヤ・ストラ・バーシュヤ』(Nyāyasūtrabhāṣya: NSBh) の“*tarko na pramāṇasamāṅgrīto, na pramāṇāntaram, pramāṇānām anugrāhakas tattvajñānāya kalpate//*”にまで淵源を辿り得る *tarka* の規定の教証として、問題の一詩節を含む三詩節が引用されていること、そしてその三詩節が全て別の人との著作よりのものと Viśvakarman によって考えられているらしいこと、さらに問題の一詩節は、*pramāṇa* の一つである「声量」(śabda) に関するものと考えられ、さらにその詩節が *mīmāṁsakācārya* と呼称される人物のものであると考えられていること等である。また、その校訂者 Surendralāla Gosvāmin によつては、(1) に引用された問題の一詩節を含む三詩節の全てに、以下のような脚注が付されているのである。

(2) (2) ayam ślokas tārkikarakṣātīkāyām varadarājenāpi yathāhur ity ādinā dhṛtaḥ／…

(3) śloko'yaṁ kumārilabhaṭṭoktaḥ// nyāyamanjañjarigranthe śāstrārambhasamarthanāvasare jayantabhaṭṭena tathā ca bhaṭṭa ity anena dhṛtatvat//

(1) ayam śloko nyāyakusumāñjalāv udāyanācāryenāpi dhṛtaḥ／…

(NP,p.163,f.n. & p.164,f.n.)

この Gosvāmin の脚注によつてわれわれは、第一番目の引用詩節がヴァラダーラージャ (Varadarāja) の『タールキカ・ラクシャー』(Tārkikarakṣā: TRak<sup>8</sup>) にも引用されていること、第二番目の問題の一詩節が Kumārla のものであり、

そのことはジャヤンタ (Jayanta) の『ニヤーヤ・マンジャリー』(Nyāyamañjari:NMn<sup>9</sup>) に bhaṭṭa の名前と共に引用されていること<sup>10</sup>から知れること、manu に帰属する第三番目の詩節が、ウダヤナ (Udayana) の『ニヤーヤ・クスマーンジャリ』(Nyāyakusumāñjali:NKus<sup>11</sup>) にも引用されていることを知ることができる。だがわれわれは、Viśvakarman によってはその帰属が何一つ明示されず、校訂者 Gosvāmin によっても同定されることのなかった第一番目の詩節が Kumārila の SV,Sambandhākṣepavāda 37<sup>12</sup> であることを知っている。さらにわれわれは、先の論文では問題の一詩節の最古の引用例を与えるシャーリカナータ (Sālikanātha) の『プラカラナ・パンチカー』(Prakaraṇapañcikā:PrPn<sup>13</sup>) の現行刊本の校訂者 A.Subrahmanyā Sastri が初めてその詩節を問題の一詩節と関連づけた<sup>14</sup>と筆者が指摘したことを知っている。したがって先の論文における筆者の指摘は次のように修正されるべきであろう。「問題の一詩節が、Kumārila の SV,Sambandhākṣepavāda 37 と密接に関連したものであることを初めて指摘したのは、われわれの同時代人の A.Subrahmanyā Sastri ではなく、16世紀頃の学匠 Viśvakarman であった」と。また、Gosvāmin の脚注(3)に関連しては、その問題の一詩節を NMn の引用例を用いて、Kumārila のものと初めて同定したのが、BT研究史の上で画期的な位置を占める論文 “Kumārila and the Br̥haṭṭīkā”(KAB<sup>15</sup>) の著者たる K.S.Ramaswami Sastri & A.Sankaran ではなく、1901年 NP の校訂本を出版した Gosvāmin である」と修正すべきであろう。また、今日ならば Kumārila の SV 中のものと容易に同定できる第一番目の詩節に対して、引用文の典拠に关心を持つことが明らかである Gosvāmin がその典拠を示し得なかった点は一見不思議にも思われるが、今日われわれの誰でもが利用できる SV の最初の刊本が公けになったのが、1878-1882年の Pandit 誌上のことであり、さらに今日でも最も定評のある SV の刊本である、Ch.S.S. のエディションが分冊の形で世に出たのが、1898-1899年であったことを想起すべきであろう。あの G.Jhā の SV の英訳さえ、1900-1909年にかけて世に出た<sup>16</sup>のである。だが、それよりも何よりも、Kumārila のものと考えられる問題の第二番目の詩節と第一番目の詩節が、別の人物のものであるかのように Viśvakarman が記しているように Gosvāmin に思われたためではなかろうか。この点は、第一番目の詩節を Kumārila の SV,Sambandhākṣepavāda 37 であると確信し、第二番目の詩節をやはり同一の Kumārila のものであ

ると確信し、おまけにそれが Kumārlila の現存しない重要な著作 BT に帰属するのではとまで推定するわれわれの現在の状況に対しての重要な問題提起となり得るであろうか。また、ここでは A.Subrahmanya Sastri が1961年に出版した PrPn の校訂本の脚注で、問題の一詩節を SV のこの第一番目の詩節に結び付ける際に誤って引用したと筆者が断じたところのものが、Viśvakarman によるそこにもまた同様な形で姿を表わすことに注意をしておくべきだろう。この SV,Sambandhākṣepavāda 37 は、『プラシャスタパーダバーシュヤ』(Praśastapādabhāṣya:PPBh) に対するシュリーダラ (Śrīdhara) の有名な註釈『ニヤーヤ・カンダリー』(Nyāyakandalī:NKnd<sup>17</sup>) にも引かれているので、以下に今年刊行されたばかりの本多恵氏の和訳本の中の和訳と共にその引用部を引こう。そこにも、その詩節は、現行 SV のテキストとは異なって、kāraṇa ではなく karaṇa があるのである。頻出する SV,Sambandhākṣepavāda 37 のこの読みは、現行 SV のテキストの採用する読み（ヴァリアントは伝えられないらしい！）の再考を強いるものと言えるかもしれない。

(3) kim asya sambhāvanāpratyayasya prayojanam ? tattvajñānam eva, pratipakṣaniścayavat pratipakṣasamśaye 'pi hi hetor apravṛttir eva, vastuno dvarūpyābhāvāt / yathāhur bhaṭṭamiśrāḥ —

yāvac cāvyatirekitvam śatāṁśenāpi śaṅkyate /  
vipakṣasya kutas tāvad dhetor gamanikābalam // iti /  
anena tūtpattidharmakatvam vyudasyānupattidharmakatvam sambhāvayit-  
āviṣaye vivecīte saty asatpratyakṣatvād anumānam pravartate iti viśayaviv-  
ecanadvāreṇa pramāṇānugrāhakatayā tarkas tattvajñānāya ghaṭate, pramā-  
ṇasya karaṇatvenetikartavyatāsthānīyatarkasahāyasyaiva svakārye paryavas-  
ānāt / na hy anapekṣitadṛḍhamuṣṭinipīḍito jālmakarapañjarodare viluṭhann  
api kuṭhāraḥ pratitiṣṭhati niṣṭhur asyāpi kāṣṭhasya chedāya / tathā coktam

—  
na hi tat karaṇam loke vede vā kin cid īdr̥śam /  
itikartavyatāsādhye yasya nānugraherthitā // iti /

(NKnd,p.415,l.11-p.416,l.9)

(4) この想定観念の目的は何か。真理の認識に他ならない。実に、反主張の確認と同じように、反主張への疑がある場合でも、理由命題は無効にちがいな

い。何故なら、事物に二性はあり得ないからである。バッタミシュラの言う如し。

「また、反主張に逸脱のないことが、百分の一でも疑われている間は、実際に、理由命題に（人を）理解させる力が、どうしてあろうか。<sup>(4)</sup>」

しかし、これによって発生する性質を有することを拒否した後で、発生しない性質を有することを想定した者が対象を考察した時、反主張が存在しないので、推論を開始する。次に、対象の考察を媒介として、認識手段に促進されて、議論が真理の認識に到達する。何故なら、認識手段は道具である以上、義務を遂行すべき議論の助伴者こそ、自己の結果を終結するのだからである。実に、しっかり拳でにぎることを予定しなければ、（下賤な手・身体・腹においてころげ廻っても？<sup>(5)</sup>）鋭さを持つ斧も、粗末な木片すら切断し得ない。そうであるから（次のように）言われている。

「実に、世間においても、あるいは『ヴェーダ聖典』においても、義務によって達成される恩恵を望まないような、どんな道具もない。<sup>(6)</sup>」

(本多<sup>18</sup>, p.291, ll.6-17)

本多氏は、なお訳注「(4) Jhā は Kumārila Bhaṭṭa の言としている。」、「(5) jāl-ma-kara-pajarodare viluthann api」、「(6) Ślokavārttika, Sambandhākṣepa-parihāra 37.」を付している<sup>19</sup>。本多氏が、SV の Sambandhākṣepa-parihāra と Sambandhākṣepa-vāda を取り違えているらしいことは、注(6)より想像できるように思われるが、日本語訳を読むと何がなんだか却って分らなくなってしまうようを感じるのは、筆者の語学力の貧しさと頭の悪さのせいだろうか<sup>20</sup>。それはともかく、Śrīdhara のこの箇所に明らかに Kumārila のものと考えられる詩節が二つ引用されていることを銘記し、そして問題の一詩節との関わりを指摘された S-V, Sambandhākṣepavāda 37 の問題の箇所が、現行テキストとは違ってやはり k-arānam になっていることを忘れない。また言うまでもなく、この箇所は(1)の NP と同様、『ニヤーヤ・スートラ』(Nyāyasūtra: NS) 1.1.1に対する NSBh の例の註釈 “tarko na pramāṇasamgr̥hīto, na pramāṇāntaram, pramāṇānām anugrāhakas tattvajñānāya kalpate／” をそのまま受けたものである。「将来に完全な翻訳研究が為されるための捨石<sup>21</sup>」と考えられる本多氏に望むことは土台無理としても、その翻訳のもう一つの底本ですらあるらしい英訳<sup>22</sup>を出版している G. Jhā がこのことすら注記しなかったとすれば、Jhā の粗相も看過できないものと

思われる。「完全な」という言葉は「翻訳」とも「研究」とも絶対に両立しないものであることを敢えて指摘しておく必要があるだろうか。なお、この *Srīdhara* の NKnd の (3) に見られる、*bhaṭṭamīśrāḥ* という *Kumārila* の呼称と直接結び付けられている方の引用詩節は、問題の一詩節同様、*Kumārila* の種々ある現存著作中には見いだされないものである<sup>23</sup>が、今はこれ以上触れまい。

NP の引用例は、問題の一詩節を *SV,Sambandhākṣepavāda* 37 と結び付けたことに加えて、それが *manu* のものとされるもう一つの詩節と密接な関連があることを明示したことでも注目すべきである。それを、*Gosvāmin* の注記に従って、*Udayana* の NKus の筆者が所有する刊本を探ると、はたして以下の通りである。

(5) om iti bruvataḥ saugatasya dattam uttaram prāk/  
ārṣam dharmopadeśāñ ca vedaśāstrāvirodhinā/  
yas tarkeṇānusandhatte sa dharmam veda netarah//

(NKus,p.502,ll.10-13)

この詩節はまた、*Jayanta* の NMn にも (6) の如く引かれ、バーサルヴァジュニヤ (*Bhāsarvajña*) の『ニヤーヤ・ブーシャナ』 (*Nyāyabhūṣaṇa:NBhus*<sup>24</sup>) にも (7) の如く引かれ、後代のバーッタ派の有名な綱要書『マーナメーヨーダヤ』 (*Mānameyodaya:MMU*<sup>25</sup>) にも (8) の如く引用されている。

(6) api ca tarkaśabdam ke cid anumāne prayujyate, tathā smṛtikārāḥ p-  
aṭhanti—  
ārṣam dharmopadeśāñ ca vedaśāstrāvirodhinā/  
yas tarkeṇānusamḍhatte sa dharmam veda netarah// / iti //  
tad iḥāpi tarko 'numānam mā vijñayīty ūhagrahaṇam, ūho 'tra tarka u-  
cyate,...

(NMn,ii,p.146,ll.18-21)

(7) tathā coktam—

“ārṣam dharmopadeśam ca vedaśāstrāvirodhinā/  
yas tarkeṇānusamḍhatte sa dharmam veda netarah//”  
(M.Smṛ.12/106)iti//

(NBhus,p.331,ll.24-27)

(8) uktam ca manunā—

ārṣam dharmopadeśam ca vedaśāstrāvirodhinā//

yas tarkeñānusam̄dhatte sa dharmam̄ veda netarah// (12.106)  
 iti / (MMU,p.46,ll.3-6)

(1)(8) の manunā, (6) の smṛtikārāḥ が指示する如く、また、(7)(8) の校訂者がきちんと同定した如く、Viśvakarman によって問題の一詩節との明確な関連が指摘されたこの詩節は、今日われわれも知る『マヌ法典』(Manusmṛti:MS<sup>26</sup>)に帰属するものであったのである。第12章第106詩節がそれであるが、それを九種類の註釈付の現行テキストより(9)に、それに対する田辺繁子訳を(10)に引こう。

(9) ārṣam̄ dharmopadeśam̄ ca vedasāstrāvirodhinā/  
 yas tarkeñānusam̄dhatte sa dharmam̄ veda netarah// 106//  
 (MS,vi,p.317,ll.4-5)

(10) ヴェーダ及び法の教へを、ヴェーダ及び論書と矛盾せざる推理によりて探究する者のみ法（ダルマ）を知るものなり（といふべし。）  
 （田辺<sup>27</sup> p. 374,ll.6-7）

これによって、(1) の斜体字部に vākya となっていること、典拠が明示されていない(6) の斜体字部に avirodhinā ではなく、virodhinā となっていることを知れるが、筆者の関心は今は別のところにある。問題の一詩節を辿って MS に行き着いたからには、その問題の一詩節の引用例も新たに見つかるだろうと考えたのである。期待した通り、MS に対するクルーカ (Kullūka) の註釈に以下の(11)のような引用例が見いだされた<sup>28</sup>。さらに、ラーガヴァーナンダ (Rāghavānanda) の註釈には、(12)の如き興味深い記述が見いだされるのである。

(11) ṛṣidṛṣṭatvād ārṣam̄ vedam̄ dharmopadeśam̄ ca tanmūlasmṛtyādikam̄  
 yas tadaviruddhena mīmāṃsādinyēna vicarāyati sa dharmam̄ jānāti na  
 tu mīmāṃsānabhijñāḥ dharme karaṇam̄ vedo mīmāṃsā cetikartavyatā s-  
 thānīyā/tad uktam̄ bhaṭṭavārtikakṛtā// dharme pramīyamāne hi vede-  
 na karaṇātmanā// itikartavyatābhāgam̄ mīmāṃsā pūrayiṣyati// 106  
 // (MS[Kullūka],vi,p.318,ll.4-7)

(12) ṛṣir mantradraṣṭā munis tadukto vedah/dharmopadeśam̄ dharmaśāst-  
 ram̄ manvādi/tarkeṇa mīmāṃsayā purāṇanyāyamīmāṃsā ity ādi mīmā-  
 msāsaṃjñakas tarka ity ukteḥ/ata eva te sarve sarvārtheṣu mīmāṃsye  
 iti saṃgacchate/ (MS[Rāghavānanda],vi,p.318,ll.8-10)

(11) の用例は、問題の一詩節に対する新たな引用例となるものもあるが、そこにその詩節がやはり Kumārila を指示するだろう *bhaṭṭavārtikakṛt* に帰属することが明記され、問題の一詩節が、MS XII-106 との関わりで引かれていることでも注目すべきであろう。さらに MS XII-106 の註釈の一部である(12)には、先の論文でも見たような、*Kunjunni Raja, Jayanta, パラメーシュヴァラ (Parameśvara III)* の場合と同様、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』(*Yājñavalkyasmṛti:YS<sup>29</sup>*) の第1章第3詩節<sup>30</sup>を指示するだろう *purāṇanyāyamī-māṃsā* への言及が見られ、さらにいっそう興味深いことに、本稿冒頭に引いた Krishnamachariar の記述中にあった NVTT における謎の引用詩節を指示するだろう *mīmāṃsāsamjñakas tarka* への言及が見られることであろう。ここで、われわれは、Kumārila のBTのものと推定されている問題の一詩節と関わりがあるものとして、Vācaspati によって引用された「ミーマーンサーというタルカ」を端的に表わすパダを含む詩節についても検討する必要を痛感するのである。先の論文でも、またその続篇としての本篇のこれまででも見た通り、問題の一詩節の引用が屢々見られ、しかもそれに対する現代の学者たちの言及も少なからずあるのに対して、その詩節の引用例は驚く程に少ないのである。というより、筆者は現段階ではその引用例を(0)(01)に見られる Vācaspati による引用例と今見た Rāghavānanda の断片的な引用、さらに(0)がそのものであった K-SV の校訂者の一人にして、そのサンスクリット語序文の著者 Krishnamachariar の言及の他には、以下に引くただ一例を知るのみ<sup>31</sup>なのである。その貴重な引用例を与える(13)は、シャンカラ (*Saṅkara*) の直弟子と目されるスレーシュヴァラ (*Sureśvara*) の『サンバンダ・ヴァールティカ』(*Sambandhavārtika:Sam-V*) に対するアーナンダギリ (*Ānandagiri*) の註釈『シャーストラ・プラカーシカー』(*Sāstraprakāśikā:SPra<sup>32</sup>*) 中のものである。T.M.P.Mahādevan の英訳(15)と共に(14)に引く SamV 818<sup>33</sup>に対する註釈中のものである。なお、その校訂者 S.Subrahmanya Shastri の脚注を(16)に引こう。

(13) *yuktinām vaidikatve śāstrād bhinnatvāsiddher mānasya tripāttvapras-aṅgāc catuṣpāttvapakṣakṣatir iti doṣāntaram āha—syāc ceti/ uktam hi—mīmāṃsāsamjñakas tarkaḥ sarvavedasamudbhavaḥ// so 'to vedo rumāprāptakāṣṭhāmbulavaṇāptivat// iti// 817//*  
 (SPra, p.154, ll.17-19)

(14) vaidikatve ‘pi yuktinām āgamārtha-prabodhataḥ//  
anuvādatvam eva syāc ca śastrād abhinnatā//17//

(SPra,p.154,1.3)

(15) If the arguments be Scriptural, as they serve only to elucidate the sense taught by Scripture, then also those arguments would be re-statements, and they would be non-different from Scripture.

(SamVTr<sup>34</sup>,p.437,ll.17-20)

(16) mīmāṃsā-saṃjñaka iti—yathā “rumā syāl lavaṇākara” iti kośat rumā lavaṇo-t-pattisthānam, tatra prāptakāṣṭhādīnām yathā lavaṇatvam tadvad vedodhavas tarko mīmāṃsā veda evety arthaḥ//

(SPra,p.154,ll.35-36)

また(15)の英訳にMahadevanが付した(17)の注記も有益かもしれない。

(17) If the reasoning, etc., are those that are known through the *Veda*, then they would be of the nature of restatements, and not *pramāṇas*. Also, they cannot be regarded as different from the *Veda*; and the four factors will have to be reduced to three.

(SamVTr,p.437,ll.21-24)

詩節自体の意味の詮議はともかくも、この詩節を Kumārila のものと考えられる問題の一詩節との関わりで引用した Vācaspati にとって、その詩節は誰のものと考えられていたのであろうか。われわれは(0)(01)に見られる Vācaspati の記述から、この詩節と問題の一詩節を同一の人物のものと考えるべきだろうか。pramāṇa としての *Veda* と tarka としての mīmāṃsā が実は同一のものであることを指示するかのこの詩節に対して、問題の一詩節はその逆に、pramāṇa としての *Veda* と itikartavyatābhāga を補完するものとしての mīmāṃsā とが別のことであることを指示するかのようである<sup>35</sup>のである。この点はさらに今後の精査を必要とするものと思われる。

筆者は先の論文の中で、「これまでこの問題の一詩節がミーマーンサー派とニヤーヤ派の著作以外から回収されていないことは、偶然ではないように思われる」と記した。だが、この問題の一詩節は MS を仲立ちとして、その Kullūka の註釈の中から回収されたのである。そしてどうやら、この問題の一詩節は Uttara-mīmāṃsā とも Brahma-mīmāṃsā とも Vedānta-mīmāṃsā とも呼称される

ことのある、ミーマーンサー派と関わりの深いヴェーダーンタ派の著作からも回収されそうな気配である。その問題の一詩節をニヤーヤ派の著作 NVTT の中ではっきりと引用している Vācaspati は Saṅkara の『プラフマ・スートラ・バーシュヤ』(Brahmasūtrabhāṣya:BSBh) に対して大部の註釈『バーマティー』(Bhāmatī:Bha) を著わしているのである。だが残念ながら筆者の見る限り、Bha 中にその問題の一詩節の引用は見られないようである。しかしながら今の議論に関わりのありそうな興味深い記述には容易に遭遇することが出来るようと思われるが、それはまたの機会に譲って、今はヴェーダーンタ派の著作より回収されるその問題の一詩節の引用例を窮うことにしてしまう。

それはヴェーダーンタ派の難解きわまりない著作の一つサルヴァジュニャトマン (Sarvajñātman) の主著『サンクシェーパ・シャーリーラカ』(Samkṣepaśārīraka:SamS) に対する諸註釈の中に見いだされる。マドゥスーダナ・サラスヴァティー (Madhusūdana Sarasvatī) の『サーラ・サングラハ』(Sārasamgraha:SS<sup>36</sup>) の引用例を (18) に、プルショーッタマミシュラ (Puruṣottama Miśra) の『スポーディニー』(Subodhinī:SB<sup>37</sup>) の引用例を (19) に、ラーマティールタ (Rāmatīrtha) の『アンヴァヤールタ・プラカーシカ』(Anvayārthaprakāśikā:APra<sup>38</sup>) 引用例を (20) に引こう。そしてその註釈の対象となった SamS I-18 を (21) に、それに対する N.Veezhinathan の英訳を (22) に引こう。

(18) astu tarhi prayājā”divat paramātmajñānotpattāv ārād upakāry aṅga-  
m//tad uktam//itikartavyatābhāgām mīmāṃsā pūrayiṣyatīti pramāṇ-  
ānām anugrāhakas tarka iti ca tan na prayājā”dibhir āgneyā”diṣu phalā-  
’nukūlaśaktivad vede tattvasākṣatkārajananā’nukūlaśakter ādhānā’bhāvā-  
t/ (SS,p.133,ll.11-15)

(19) astu karaṇībhūtavākyasyāṅgam vicāras tad uktam— ‘itikartavyatābh-  
āgām mīmāṃsā pūrayiṣyati’ iti/pramāṇānām anugrāhakas tarka ity apī-  
ti cet tatrā”ha—nāpīti/ (SB,p.25,ll.16-18)

(20) tarhi karaṇabhūtasya svādhyāyasyetikartavyatārūpo vicāra āgneyādīn-  
ām iva tadaṅgāni syāt/ evam ca sati/  
‘dharme pramīyamāne hi vedena karaṇātmanā/  
itikartavyatābhāgām mīmāṃsā pūrayiṣyati’//

ity abhiyuktavacanāṁ “pramāṇāgrāhakāś tarkāḥ” iti tarkalakṣaṇāṁ  
copapannārthaṁ bhaviṣyatīti cet tatrā”ha—nāpy aṅgam asyeti／

(APra,p.26,ll.8-13)

(21) svādhyāyavan na karaṇāṁ ghaṭate vicāro  
nāpy aṅgam asya paramātmadhiyah prasūtau／  
sāpekṣatāpatati vedagiras tathātve  
brahmātmahā pramitijanmani tan na yuktam//

(SamSTr<sup>39</sup>,p.9,ll.2-5)

(22) In giving rise to the cognition of Brahman-Atman,inquiry serves neither as the efficient cause like one's own Veda,nor as an ancillary to the Vedic text. For,in that case,absence of self-validity is liable to occur to Vedic text in giving rise to the knowledge of Brahman which is identical with Atman. And,that is not proper. (SamSTr,p.9,ll.6-11)

SamS に対しては八つの註釈が書かれたとも言われる<sup>40</sup>が、筆者が参照し得たのはそのうちのわずかに三つである。(18)(19) は問題の一詩節の後半部だけの引用というこれまでに見られなかったものであり、(20) だけがその十全の形で引用している。これら諸註釈の間の関係については一概に断じ切れない微妙な問題があるよう<sup>41</sup>でもあり、ここではこれ以上触れない。ただしそのいずれからも明らかであるように、この問題の一詩節がやはり、「pramāṇa に対して anugrāhaka なるものである tarka」の規定を踏まえた形で引用されていることであろう。

以上で Kumārila の BT のものと考えられている一詩節についての、第二回目の報告を終えようと考えるが、最後に先の論文で筆者が記したことがらの補足と、それに基づいて知られた問題の一詩節のもう二つの引用例を記しておきたい。というのは、先の論文で、問題の一詩節に初めて明確に英訳を与え、かつそれがミーマーンサー派の思想史にもつ重要な意義に初めてしっかりと注目して言及した学者を History of Dharmasāstra(HDS<sup>42</sup>)の著者 P.V.Kane であると紹介したのであったが、Kane の HDS には問題の一詩節に言及する箇所がもう一箇所あったからである。そこで Kane は、以下の(23)のように論述し、脚注を付して、問題の一詩節を引き、それがバーッタ派のパールタサーラティ (Pārtha-sārathi) の『シャーストラ・ディーピカ』 (Sāstradīpikā:SD) に対するラーマ

クリシュナ (Rāmakṛṣṇa) の註釈『ユクティスネーハ・プラプーラニー』(Yuktisnehaprapūraṇī:YSP<sup>43</sup>)とプラーバーカラ派のデーヴァナータ (Devanātha) の『アディカラナ・カウムディー』(Adhikaraṇakaumudī:AK<sup>44</sup>)とやはりプラーバーカラ派の著作 TnR に引用されていることを記している。TnR に関しては先の論文でも本稿 (0) でも紹介したので、筆者の所有する刊本より以下の (24) には YSP の引用例を、(25) には AK の引用例を引こう。なお、AK に関しては、Kane の用いるものと同一のテキストである。

(23) It should not be forgotten that the Mīmāṃsā is not concerned with legislation by the king or a sovereign popular assembly. It promises to convey correct knowledge of Dharma(meaning religious rites and matters connected therewith)and the means of arriving at that knowledge is the Veda itself and the main purpose of the Mīmāṃsā is to regulate the procedure(*itikartavyatā*),tha various auxiliary and principal matters in Vedic sacrifices. (HDS,v-2,p.1283,ll.23-30)

(24) *mīmāṃsā cetikartavyatātvenāṅgan／tad uktam— ‘dharme pramīyamāne tu vedena karaṇātmanā／itikartavyatābhāgām mīmāṃsā pūrayiṣyatī ’ti／ato vaidha evāyam śāstrārambha iti siddhāntakoṭyupapattiḥ//*  
(YSP,p.5,ll.29-31)

(25) *tad uktam—dharme pratīyamāne tu vedena karuṇātmanā／itikartavyatābhāgām mīmāṃsā pūrayiṣyati／* (AK,p.3,ll.23-24)

(24)(25) の両例とも問題の一詩節のヴァリアントを与えるものである。両者とも、先の論文の (18) で示された『ラトナ・サーリーニー』(Ratnasārīṇī:RS) と同様、hi が tu となっているのが注目される。また (25) では、pramīyamāne が *pratīyamāne* となっており、さらに karaṇa の箇所が karuṇā となっている。とりわけ karuṇā との読みは驚くべきものである筈だが、校訂か印刷かの過程でのちょっとした誤りかも知れない。だが、Kane はこれらの点に関しては一切言及していないのである。さらに (24) の YSP の例は、やはり先の論文の (20) に示した『ミーマーンサー・コーチャ』(Mīmāṃsākōśa:MK<sup>45</sup>)の記述と較べてみたならば、いっそう興味深いものがある。その両者は驚くべき一致を見せるのである。筆者は先の論文でその (20) に MK の記述を引くに当って、MK の記述の内に明示された典拠 “Vākyārtha.Pr.17” が、筆者の参照することの得

ない “vākyārthamātṛkāvṛttiḥ śālikanāthapraṇītā／prakaraṇapañcikāpustake eva ante 1903 sane mudritā／<sup>46</sup>” であることを知りつつも、しかもそれと筆者の所有する A.Subrahmanya Sastri 校訂の PrPn, Vākyārthamātṛkā(VM) の記述との大いなる齟齬を訝しく思いつつも、「おそらく PrPn の VM の用例(6)を踏まえて・・・」と記したのであった。だが、こうした(24)の YSP 等の引用例を目の当たりにすると、もしかしたら、MK,p.3153,l.,ll.2-5 のその記述に関しては、MK の編纂の作業の過程で、何等かの資料の取り違えが行われたのかも知れないという疑いを強く抱くに到った。なお AK に関しては、本稿で先に言及した MS XII-106 の詩節が(25)に先立つ箇所<sup>47</sup>においてそのまま引用されていることに注目したい。さらに驚きべきことに、筆者がつい今しがた記したばかりの「切実な思い」(?)が天に通じたのか、Vācaspati の NVTT において問題の一詩節の引用に先だって引用されていた、「ミーマーンサーというタルカ」という部分をそのうちに含む一詩節が、何と AK においても(25)の記述の後わずか十行足らずの箇所に引用されているのである。それを以下の(26)に引くことで、本稿の結びとしたい。何とそれは(0)(13)とはまた別のヴァリアントを与えるものであり、おまけにそこにはその詩節の帰属を明瞭に示す bhaṭṭapādena という言葉<sup>48</sup>が見られるのである。

(26) vidhir vidheyas tarkaś ca vedas tarko mīmāṃsā,tad uktam bhaṭṭa-pādena—  
 mīmāṃsāsamjñakas tarkaḥ sarvavedasamudbhavah／  
 so ‘to vedo rumāprāptakāṣṭhāmbulavaṇātmavat／rumā lavaṇākaraḥ／  
 (AK,p.4,ll.5-7)

一度失われてしまったものは二度と返らない、そしてそれを奪回しようとの試みは常に絶望的なものであろう。失われてしまったものの姿を回復し得ることがあるとすれば、それはそうした絶望的な試みにおいてでしかないように思われる。そして真に失われてしまったものならば、それを歴史のうちに真に葬り去るためにもこうした試みはなされる必要があるだろう。本稿ももとよりその一瞬の法税の時を夢見て開始された研究の一環をなすものに過ぎない。種々の制約から常に一区切りをつけなければならないとはいえ、こうした「失われた時をもとめて」の作業に終わりがあるわけのものではないからである。

(1990年夏・7月21日)

## 注

- (1) 『東方学』81輯1991年1月に掲載予定。したがってその論文での筆者による言及の箇所を本稿で逐一明示しないことを了とされたい。
- (2) KSV→SV with KSV, Tr.S.S.No.90,99,150,3pts,Trivandrum,1926-1943.
- (3) 問題の一詩節に関して言及した近・現代の学者たちとして、先の論文で筆者は K. Kunjunni Raja,K.S.Ramaswami Sastri & A.Sankaran,P.V.Kane,A.Subrahmanyam Sastri,Rajendra Nath Sarma,K.S.Varadacharya を揚げてコメントしたが、本稿ではそのリストにさらに、Embar Krishnamachariar と注(28)で言及する S.Sankaranarayanan の二人が追加されたことになる。今後さらにその数が増すことと思う。
- (4) NVTT→M.Inst.S.Ancient T.No.20,Darbhanga,1967.
- (5) NP→TBh with NP,Benares,1901.
- (6) NP, p.163,ll.3-4.
- (7) NSBh[NVTT] ,p.4,ll.15-16.
- (8) TRak は筆者未見。特にミーマーンサー派の歴史的研究を志す筆者などには、資料が存在することを知りつつもそれを自由に参照することが出来ないほど無念なことはない。
- (9) NMn→K.S.S.106,2pts,Varanasi,1971-1968.
- (10) Cf.NMn,i,p.3,ll.13-15.
- (11) NKus→K.S.S.30,Varanasi,1957.
- (12) SV[KSV],iii,p.235,ll.3-4. そこには、na hi tat kāraṇam loke vede vā kiñ cid ī-drśam/itikartavyatāsādhye yasya nānugrahe 'rthitā//37// とある。この読みは SV の他の刊本でもほぼ同一である。
- (13) PrPn→Banaras Hindu Univ.D.S.No.4,Varanasi,1961
- (14) Cf.PrPn,p.404,f.n.2.
- (15) KAB→Proceedings and Transactions of the Third Oriental Conference Madras ...1924(PTTOCM1924) ,Madras,1925,pp.523-529.
- (16) Cf.Encyclopedia of Indian Philosophies:Bibliography(2nd Revised Ed),Delhi, 1983,pp.8-9.
- (17) NKnd→PPBh with NKnd,G.J.G.M.Vol.1,Varanasi,1977.
- (18) 本多→『ヴァイシェーシカ哲学体系』国書刊行会（東京）平成2年2月。
- (19) 本多549頁5-7行参照。
- (20) いつものことながら本多氏の和訳にお世話になる後身としては恐縮であるが、どんなものでも和訳はあった方が良い、と考えておられるらしい氏の姿勢にはやはり同感できない。
- (21) 本多2頁1行。

さて、その論文の中で、S.Sankaranarayanan は、今筆者が問題にしている Kullūka の記述中の問題の一詩節の引用に関してしっかりと論じていたのである。Sankaranarayanan は、本文中にその Kullūka による引用文を引き、“[When a particular rite is prescribed by an injunction]it is the Mīmāṃśā that would supply the[logical]part of what is necessarily to be performed according to the said injunction.” (p.6,ll.16-19) という英訳を与えている。さらに Sankaranarayanan は、脚注の中で Kullūka が Jayanta と同様、この詩節を Kumārila に帰していることを指摘し、Sāl-

ikanātha が PrPn 中でこの詩節を BT に帰していること（これは Sālikanātha ではなく、PrPn の校訂者 A.Subrahmanya Sastri が帰していることで、Sankaranarayanan の誤りである！），さらに Vācaspati が NVTT,I,i,i でその典拠を示すことなくこの詩節を引用していことを明確に記しているのである。その姿勢に基本的には賛同できないにしても、筆者にとってはそれだけでも看過すべきでない重要なアイテムであると思われるが、Sankaranarayanan は、本稿でも取り上げた NVTT の問題の一詩節に先だって引用されている mīmāṃsāsamjñakas tarkah で始まる詩節に関してもその本文中に““The Logic(or Inquiry)bearing the name Mīmāṃsā has emerged from the entire Vedic literature.Hence it has become the very Veda itself, just as a log of wood etc., remaining in the salt-mine(for considerable period),attains the salty nature’.” (p.8,ll.6-10)との英訳と共に引用し、脚注の中で、“I am unable to identify the source of this quotaion.” (p.8,f.n.37)と率直に記しているのである。さらに、Sankaranarayanan はその詩節と、筆者も先の論文で言及した Jayanta の問題の一詩節の引用の直後の文 “ata eva saptamam aṅgam iti na gaṇyate mīmāṃsā; pratyāsannatvena vedaikadeśabhūtatvāt／” (NMn,p.3,ll.16-17)との意味上の関連を指摘している (p.8,ll.11-16)。以上に明らかな通り、Sankaranarayanan が筆者の問題にしている幾つかの点に明確に言及しているという事実は、決して忘れ去られてよいものではないと思われる。

筆者は「Prapañcahṛdaya 試論—一匿名作品の歴史的位置付けー」(『駒大仏教学部研究紀要』44号 昭和61年3月 398-377頁)では、Sankaranarayanan のこの論文のある論述に対して否定的にコメントをしたのであったが、こうまで Sankaranarayanan につき合ってきた筆者であってみれば、その論文のことをすっかり忘れていた迂闊さを恥じるべきであろう。その Sankaranarayanan のコメントとは全く独立に、先の論文と本稿を構想した筈であったとはいえ、それを構想する際に、某か心に残っているものがあつてそれに突き動かされていたのかもしれないとの思いも禁じ得ないのである。Sankaranarayanan 氏の人となりについて全く知るところのない筆者であるが、その思いをここに記して感謝の意を表したい。

- (29) YS→Nirṇaya S.P.Bombay,1949(5th Ed).
- (30) “purāṇanyāyamīmāṃsādharmaśāstrāṅgamiśritāḥ／vedāḥ sthānāni vidyānāṁ dharmaśāstra ca caturdaśa//3//” (YS,p.2,ll.24-25). なお注(28)の Sankaranarayanan の論文、および拙稿「Prapañcahṛdaya 試論」参照。
- (31) 本文末尾の引用(26)、及び注(28)参照。
- (32) SPra→SamV with SPra,Advaita G.R.M.Ratna-22,Varanasi,1980.
- (33) SPra では、817詩節となっている。本文引用(13)を参照。
- (34) SamVTr:T.M.P.Mahadevan,ed.& tr.,The Sambandha-Vārtika of Sureśvarācāya,

Madras,1972(2nd Ed).

- (35) 注 (28) の S.Sankaranarayanan の英訳を参照されたい。
- (36) SS→SamS with SS,The Pandit,n.s.Vol.4,Benares,1882.
- (37) SB→SamS with SB & APra,An.S.S.83,i,1918.
- (38) APra→SamS with SB & APra,An.S.S.83,i,1918.
- (39) SamSTr:N.Veezhinathan,ed.& tr., The Saṃkṣepaśārīraka of Sarvajñātman, Madras,1972.
- (40) Cf.SamSTr,Intro., pp.7-8.
- (41) Cf.SamSTr,loc.cit.;T.Vetter,Sarvajñātman's Saṃkṣepaśārīrakam 1.Kapitel…, Wien,1972,pp.5-6,f.n.
- (42) HDS→5vols(8pts), Poona,1968-1977(2nd Ed).
- (43) YSP→SD with Mayūkhamālikā & YSP,Krishnadas S.S.103,Varanasi,1988(2nd Ed ).
- (44) AK→K.S.S(H.S.G.M.), 50,Benares,1926.
- (45) MK→7vols,Wai-Satara,1952-1966.
- (46) Cf.MK,vi,Granthādisaṃkṣepākṣarāṇi Tadvivaraṇam ca,p.5,ll.9-10,etc.
- (47) Cf.AK,p.3,ll.13-14.
- (48) ただし筆者の手にしている刊本には、その bhaṭṭapādena 等の固有名を表わす語がややポイントの小さい活字で印刷されている。これが、校訂者による注目を引くための配慮なのか、校訂者の注記とも言うべきものなのか判定しかねるところがある。いずれにしても、筆者以外にもその詩節を Kumārla に帰すべきか否かについて問題にした者がいたこと、さらに一步進めてそれを Kumārla に帰した者もあったことの証にはなろう。注 (28) 参照。